

令和元年10月24日
総務部

台風19号の被害概要と今後の対応について

このたびの台風15号及び19号により被災された市民、事業所の皆様に心よりお見舞い申し上げます。

市では、相次ぐ台風に伴い被災された市民の皆様に、一日も早く日常生活を取り戻していただけるよう、国や県・関係機関と連携のもと、復旧に向けて全力を尽くしてまいります。

記

1 台風19号による被害の概要

(1) 倒木や土砂崩れ

道路災害の情報75件（倒木28件、土砂崩れ17件、その他30件）

(2) 通行止め 5か所（現在はすべて解除）

内訳 国道1か所 410号 松丘小学校～鍛冶屋商店

県道3か所 市原天津小湊線 黄和田畑～鴨川方面

久留里鹿野山湊線 大野台付近

小櫃佐貫停車場線 鬼泪付近

市道1か所 正木・奥米線 奥米地先

(3) 負傷者等 なし

(4) 停電による影響を受けた世帯 約6,900軒

（東京電力パワーグリッドHP「停電情報」）。

(5) 断水による影響を受けた世帯 885戸

（かずさ水道広域連合企業団「断水の状況について」）。

(6) 農林業被害

ア 農業施設（パイプハウス、ガラス温室等）被害

ハウスのガラス、ビニール等破損80a（イダ、キュウ、サイングン等）

イ 畜産施設被害 1棟倒壊

ウ 農地被害 報告件数 27件

うち公共災害対象件数 2件

エ 林道被害 3路線

うち公共災害対象件数 0件

（上記の件数等は、10月23日 現在）

2 避難所の状況

- ・10月11日（金）午後 1時 避難所の開設 11か所
- ・10月12日（土）随時 避難所の追加 6か所
- ・10月12日（土）午後 8時 避難所 17か所（満員9か所）
全体の避難者数 1,863人
- ・10月13日（日）午前 9時 11か所閉鎖、6か所継続
全体の避難者数 7人
- ・10月13日（日）午後 5時 2か所閉鎖、4か所継続
全体の避難者数 6人
- ・10月15日（火）午前10時 4か所継続
全体の避難者数 6人
- ・10月15日（火）正午 すべての避難所を閉鎖

3 その他の諸対応

(1) 救援物資等

- ・事前に避難所11か所へ食料・飲料水・発電機・投光器・毛布等を搬入
- ・支援を要する人への協力を自治会及び民生委員に依頼

(2) 情報伝達

- ・防災行政無線、ホームページ、メール配信、SNS（ツイッター、フェイスブック）、消防団による広報・情報収集活動
- ・市内コンビニエンスストア(38か所)へ避難所情報等の事前周知チラシの配布

(3) 停電対策

- ・発電機等（千葉県所有、君津市手配）を高齢者施設等に事前配備
- ・県を通じて東京電力へ電源車の事前手配を要請し、10月13日（日）に高齢者施設に配備
- ・経済産業省、東京電力の連絡員の配置
- ・停電地域において携帯電話充電サービスを実施

(4) 物資配布（ブルーシート）

(5) 断水対策

かずさ水道広域連合企業団の連絡員を配置し、断水地域において給水車による定点及び巡回による給水活動を実施。

(6) ボランティア関係（ボランティアに作業をお願いしたい方）

10月14日（月）から再開

(7) 災害ごみの受け入れ

10月14日（月）から再開

4 今後の対応

甚大な被害をもたらした台風15号に続き、10月にも19号による被害を受け、被災直後から、避難者対応、被災者の生活支援や応急復旧を最優先に取り組んできた。現在、補正予算措置などにより速やかに被災者の生活再建に向けた支援やインフラ施設の復旧作業を進めており、今後も引き続き、年度間において切れ目のない対応を行うことで早期の復旧を目指す。

(1) 災害復旧復興プロジェクト推進体制への移行

台風15号及び19号がもたらした停電や断水、通信障害、道路損壊などが、ほぼ全面復旧したことから、今後は被災者の住環境や市民生活の回復を図っていくとともに、公共施設や農林業施設などの復旧を迅速に進め、災害からの復旧復興を図ることとし、災害対策本部体制から災害復旧復興プロジェクト推進体制へ徐々に移行する。

なお、災害復旧復興を迅速に進めるため、庁内に以下のプロジェクトチームを10月4日付で立ち上げた。

- 総務班
- り災証明班
- 施設災害復旧班
- 被災者支援班
- 経済安定班
- 災害ごみ対策班

(2) 被災者支援相談窓口の設置

台風15号及び19号の被害に遭われた方への支援制度をとりまとめて公表してきたところではあるが、より一層支援体制を強化するため、被災者支援相談窓口を設置し、ワンストップサービスの提供を目指す。

また、支援制度が追加され次第、随時更新するとともに、被災者台帳を整備することで、被害に遭われた方が対象となる支援制度が後から追加された場合であっても、漏れなく受けられる体制とする。

ア 設置日 10月29日(火)

イ 場所 市役所4階

ウ 専用電話 0439-56-1177

(3) 被災者支援メニュー

別紙のとおり

【本件に関する問い合わせ先】
君津市総務部危機管理課 担当：占部
電話：0439-56-1290 FAX：0439-56-1404
メール：kiki-kan@city.kimitsu.lg.jp

令和元年9月台風15号 被災者支援制度・相談窓口一覧

～千葉県君津市～

第5版
R1.10.21

内容は、10月21日において確定しているものとなっております。支援策が追加され次第、順次更新する予定です。
各支援内容の詳細については、問い合わせ先までご確認ください。

<p>「り災証明書」及び「ひ災届出証明書」の申請</p>	<p>【申請窓口】 場所：君津市役所1階 納税課（3番窓口） 時間：午前9時から午後5時15分まで ※各行政センターでは申請のみ受け付けていません。</p>	<p>【持ち物】 ・身分証明書（運転免許証やマイナンバーカード、顔写真付き住基カードなど） ・印章（はんこ） ・被害部分が明確にわかる写真複数枚（写真は返却しません）</p>	<p>【問い合わせ先】 納税課 0439-56-1161</p>
------------------------------	--	---	--

区分	No	制度の名称	適用条件	支援内容	り災証明書要件	問い合わせ窓口
住まい	1	被災住宅の応急修理	<p>以下のいずれにも該当する場合</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 災害により「半壊」又は「大規模半壊」の住家被害を受けたこと。 2. 応急修理によって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること。 3. 応急仮設住宅を利用しないこと。 	<p>災害により被災した住宅を、応急的に修理すれば居住可能となる場合で、屋根、居室、台所、便所等の必要最小限度の修理を被災者の依頼により、市が行うものです。</p> <p>【費用の限度額】 一世帯当たり 59万5000円（税込）以内の範囲で、君津市が施工業者に委託します。 対象外の部位や限度額を超過する費用は本人の負担となります。</p>	<p>大規模半壊 又は半壊</p> <p>※全壊であっても、修理することで居住することが可能な場合は対象です。</p>	<p>住宅営繕課 0439-56-1621</p>
住まい	2	賃貸型応急住宅（みなし仮設住宅）	<p>以下のいずれにも該当する場合</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 君津市に居住していて、台風第15号により居住する住家が被害を受けたこと。 2. 住家が「全壊」したこと。ただし、半壊又は大規模半壊であっても、居住できず、既に解体した又は解体予定の場合は、対象となる場合があります。 3. 災害救助法に基づく応急修理及び障害物の除去制度を利用しないこと。 	<p>被災した方の住宅の確保を支援するため、応急仮設住宅として民間賃貸住宅を無償で提供します。 （入居物件を自ら探し選ぶことができます）</p> <p>【入居期間】 2年以内</p> <p>【対象となる賃貸住宅】 ①昭和56年6月以降に建築した住宅等、耐震性が確保されたもの。 ②家賃が、2人以下の世帯で月額7.5万円以内、3人以上の世帯で月額8.5万円以内であること。 ※光熱水費、駐車場料金、自治会費等は入居者負担となります。</p>	<p>全壊</p> <p>※半壊又は大規模半壊の場合は、個別協議</p>	<p>住宅営繕課 0439-56-1621</p>

区分	No	制度の名称	適用条件	支援内容	り災証明要件	問い合わせ窓口
住まい	3	公営住宅の入居案内	現に住宅に困窮していることが明らかな方	<p>【市営住宅】 被災（損壊）により、新規受入れはありません。</p> <p>【県営住宅】 右記までお問い合わせください。</p>		<p>住宅営繕課 0439-56-1621</p> <p><県営住宅> 千葉県住宅課 043-223-3222 千葉県住宅供給公社 043-222-9200</p>
住まい・融資	4	災害復興住宅融資	令和元年台風15号により住宅に被害を受けられた方	<p>住宅の建替え、補修等に必要な資金の融資をします。</p> <p>【融資金利】※令和元年10月1日現在</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設・購入の場合 基本融資金額 年 0.24% <li style="padding-left: 150px;">特例加算額 年 1.14% <li style="padding-left: 150px;">年 0.24% ・補修の場合 <p>【融資限度額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設の場合 基本融資金額（建設資金）1680万円＋特例加算額520万円 ・補修の場合 740万円（引方移転または整地を伴う場合は＋450万円） 	必要	<p>独立行政法人住宅金融支援機構 0120-086-353</p>
住まい相談	5	住宅被害相談電話窓口	台風により住宅に被害を受けられた方	<p>ちば安心住宅リフォーム推進協議会の協力を得て、住宅被害相談窓口を開設しています。</p> <p>被災した住宅の修理や再建に関する皆様の不安や疑問について、専門家である建築士・建設団体担当者が電話でご相談にお答えします。（無料相談）</p> <p>電話番号 0120-331-772（通話無料） 受付時間 午前9時～午後5時 相談窓口 ちば安心住宅リフォーム推進協議会事務局</p>	不要	<p>ちば安心住宅リフォーム推進協議会事務局 0120-331-772 住宅営繕課 0439-56-1621</p>
住まい相談	6	住宅相談	台風により住宅に被害を受けられた方	住宅に被害を受けられた方に対し、住宅相談や情報提供を行います。	不要	住宅営繕課 0439-56-1621

区分	No	制度の名称	適用条件	支援内容	り災証明要件	問い合わせ窓口
見舞金等	7	被災者生活再建支援金	1. 住家が「全壊」の被害を受けた世帯 2. 住家が半壊又は住家の敷地に被害が生じ、その住家をやむなく「解体」した世帯 3. 住家が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住が困難な世帯（大規模半壊世帯）	基礎支援金（全壊、半壊解体）・・・100万円（75万円） （大規模半壊）・・・50万円（37.5万円） 加算支援金（建設、購入）・・・200万円（150万円） （補修）・・・100万円（75万円） （賃借）・・・50万円（37.5万円） ※（ ）内の金額は、単身世帯の場合	全壊 大規模半壊 半壊（解体した場合）	厚生課 0439-56-1183
見舞金等	8	千葉県災害弔慰金、見舞金	災害による死亡や重症または住家が全壊した場合	【災害弔慰金】 災害により死亡した方の遺族に対して支給・・・10万円 【災害見舞金】 災害により重傷を負った方に対して支給・・・3万円 災害により住家が全壊した世帯主に対して支給・・・10万円	全壊 ※重症による見舞金については診断書	厚生課 0439-56-1183
見舞金等	9	災害弔慰金	災害により亡くなられた場合	災害により死亡した市民の遺族（死亡当時の配偶者（事実婚を含む。）、子、父母、孫、祖父母等）に対し、災害弔慰金を支給します。 【支給額】 生計維持者の死亡：500万円 その他の者の死亡：250万円	不要	厚生課 0439-56-1183
見舞金等	10	災害障害見舞金	災害による負傷、疾病により精神又は身体に重度の障害を受けた場合	災害による負傷、疾病が治った時（症状が固定した時を含む）に精神または身体に重度の障害がある者に対し、災害障害見舞金を支給します。 【支給額】 生計維持者の障害：250万円 その他の者の障害：125万円	不要	厚生課 0439-56-1183
減免	11	市民税の減免、徴収猶予	災害により居住に係る住宅又は家財に損害を受けた方で、居住に係る住宅又は家財の損害金額（保険金、損害賠償金等により補填されるべき金額を除く）がその住宅または家財の価格の10分の3以上の場合、または、納税義務者本人が死亡もしくは障害者となった場合	前年の合計所得金額に応じて、8分の1から10分の10までの割合で減額又は免除します。 被災により、納付が困難な場合は、納税の猶予が認められることがあります。また、申請によって1年以内の期間に限り、納める金額を分割して納付していただくことができます。	左記の適用条件による	課税課 0439-56-1122 納税課 0439-56-1162

区分	No	制度の名称	適用条件	支援内容	り災証明要件	問い合わせ窓口
減免	12	固定資産税の減免、徴収猶予	災害又は天候の不順により、著しく固定資産の価値が減少した場合	土地・家屋・償却資産について、災害により減少した価値の程度により、10分の4から10分の10までの割合で減額又は免除します。被災により、納付が困難な場合は、納税の猶予が認められることがあります。また、申請によって1年以内の期間に限り、納める金額を分割して納付していただくことができます。なお、納期が未到来で、かつ未納分の税額に限りです。	住家については半壊以上	課税課 0439-56-1165 納税課 0439-56-1162
減免	13	国民年金保険料の免除	災害で、住宅、家財その他の財産につき被害金額が、その価格のおおむね1/2以上の損害を受けた場合	令和元年8月から令和3年6月分までの保険料を免除します。	全壊 半壊	市民課 0439-56-1152 木更津年金事務所 0438-23-7616
減免	14	国民健康保険税の減免、徴収猶予	火災、風水害、震災などにより納税義務者等の所有する土地、家屋及び家財に甚大な損害を受けた場合	当該年度分の申請日以後の納期に係る保険税額を減免します。 ※損害割合は、保険金等により補填される場合はこれを考慮して算出します。 世帯の前年の総所得金額（300万円以下、500万円以下、700万円以下）に応じて ・損害割合が30%以上の場合：50%、30%、20%減免 ・損害割合が50%以上の場合：100%、50%、30%減免 被災により、納付が困難な場合は、納税の猶予が認められることがあります。また、申請によって1年以内の期間に限り、納める金額を分割して納付していただくことができます。	全壊 半壊 ※半壊の場合は損害割合による	国民健康保険課 0439-56-1159 納税課 0439-56-1162
減免	15	後期高齢者医療保険料の減免、徴収猶予	火災、風水害、震災などにより被保険者等の所有する住宅、家財又はその他の財産について甚大な損害を受けた場合	当該年度分の保険料額のうち災害発生日以後の納期に係る額を減免します。※損害割合は、保険金等により補填される場合はこれを考慮して算出します。 世帯内の被保険者の前年の総所得金額等（500万円以下、750万円以下、1,000万円以下）に応じて、 ・損害割合が10分の2以上10分の5未満（大規模半壊・半壊）の場合・・・2分の1、4分の1、8分の1を減免 ・損害割合が10分の5以上（全壊）の場合・・・全額、2分の1、4分の1を減免 被災により、納付が困難な場合は、納付の猶予が認められることがあります。	全壊 半壊	国民健康保険課 0439-56-1179

区分	No	制度の名称	適用条件	支援内容	り災証明要件	問い合わせ窓口
減免	16	介護保険料の減免、徴収猶予	第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、住宅、家財又はその他の財産に著しい災害を受けた場合	住宅の全焼・全壊・流失 住宅の半焼・半壊 住宅の床上浸水・家財の2分の1以上の損害 被災により、納付が困難な場合は、納付の猶予が認められることがあります。	全額免除 10分の7 2分の1	全壊 半壊 床上浸水 高齢者支援課 0439-56-1610
減免	17	障害福祉（障害児）サービス費等の減免	災害によりサービス等に要する費用を負担することが困難になった場合	障害福祉（障害児）サービス費等の利用者負担額を状況により一定期間減免します。	全壊 半壊	障害福祉課 0439-56-1181
減免	18	福祉用具費（補装具、日常生活用具）の減免、再給付	災害により福祉用具の購入等に要する費用を負担することが困難になった場合	福祉用具費（補装具、日常生活用具）の利用者負担額を状況により一定期間減免します。また、必要に応じて福祉用具の再給付をします。	全壊 半壊	障害福祉課 0439-56-1181
減免	19	保育料の減免	災害などにより保護者等の所有する住宅等が被災した場合	保育料の全部又は一部を減免します。 ア) 全焼・全壊の場合（市税条例の減免割合が全額の場合に該当する場合は）全額免除します。 イ) 半焼・半壊の場合は（市税条例の減免割合が2分の1に該当する場合）5割免除します。 ウ) 火災・水害などによる水損（床下浸水は除く。）の場合は、市税条例の減免割合が10分の3に該当する場合は3割免除します。	全壊 半壊	子育て支援課 0439-56-1184
融資・貸付	20	災害援護資金の貸し付け	以下のいずれかの被害を受けた場合 1. 世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間が概ね1か月以上 2. 家財の1/3以上の損害 3. 住居の半壊または全壊・流出	生活の再建に必要な資金を貸し付けます。 【貸付限度額】 350万円（被害の種類及び程度によって異なります。） 【所得制限（市町村民税における前年の総所得金額）】 1人世帯 220万円 2人世帯 430万円 3人世帯 620万円 4人世帯 730万円 5人以上世帯 1人を増すごとに30万円を加えた額 住居が滅失した場合 1,270万円 【償還期間】 10年（うち据置期間3年（特別の場合5年）） 【利率】 年1.5%（据置期間中は無利子、据置期間終了後は利子相当分を県が全額助成します。） 【償還方法】 年賦、半年賦または月賦	全壊 半壊 ※人的被害については不要	厚生課 0439-56-1183

区分	No	制度の名称	適用条件	支援内容	り災証明要件	問い合わせ窓口
融資・貸付	21	中小企業融資制度	中小企業・小規模事業者が指定災害により被害を被り、または指定災害により経営の安定に支障を生じた場合	政策金融公庫や千葉県等による資金融資の実施、また、信用保証協会による保証（セーフティネット4号の適用）等を受けることができます。 ※支援制度によって内容は異なります。詳しくは特別相談窓口（君津商工会議所 52-2511）にご相談ください。	あると融資等の決定が早くなります。（要事前確認）	（特別相談窓口） 君津商工会議所 Tel 52-2511
追加 融資・貸付	22	強い農業・担い手づくり総合支援交付金（被災農業者支援型）	事業費20万円以上であり、台風10・13・15・17号により農業用施設等が被害を受け、今後も農業経営を継続しようとする農業者。（家庭菜園は対象外）	【助成の対象となる事業内容】 (1) 農産物の生産・加工に必要な施設の修繕・再建 (2) 農作業機械及び加工に必要な機械の修繕・取得 (3) 被災した施設（農産物の生産に必要なもの）の撤去等 【補助率】 国：1～5/10 県：2～4/10 市：2/10 ※ 事業完了後に園芸共済等への加入が必要です。	不要	農政課 0439-56-1672
追加 融資・貸付	23	千葉県農業災害対策資金	台風15号により農業用施設や農作物に被害を受けられた農業者の方	農業用施設の復旧や農業経営の再建に必要な資金の融資をします。 【経営安定資金】 ・資金用途 運転資金 ・貸付金利 0.675%（県、市の利子補給で農業者負担0%） ・貸付限度額 被害額の80%以内で600万円以下 ・償還期間 7年以内 ・保証料補助 0.18%（県、市の補助で農業者負担0%） 【施設復旧資金】 ・資金用途 施設復旧 ・貸付金利 0.675%（県、市の利子補給で農業者負担0%） ・貸付限度額 被害額の80%以内で1,000万円以下 ・償還期間 8年以内（うち据置期間2年以内） ・保証料補助 0.18%（県、市の補助で農業者負担0%）	必要	君津市農業協同組合の各支店

区分	No	制度の名称	適用条件	支援内容	り災証明要件	問い合わせ窓 口
追加 融資・貸付	24	農業災害融資制度	台風15号により農業用施設や農作物に被害を受けられた農業者の方	<p>農業用施設の復旧や農業経営の再建に必要な資金の融資をします。</p> <p>【農林漁業セーフティネット資金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資金使途 運転資金 ・貸付金利 0.06%（令和元年10月21日現在） ※農林水産長期金融協会の利子助成で融資当初5年間実質無利子 ・貸付限度額 600万円以下 ・償還期間 10年以内（うち据置期間3年以内） <p>【農林漁業施設資金（災害復旧）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資金使途 設備資金 ・貸付金利 0.06%（令和元年10月21日現在） ※農林水産長期金融協会の利子助成で融資当初5年間実質無利子 ・貸付限度額 負担額の80%以内で300万円以下 ・償還期間 15年以内（うち据置期間3年以内） 	必要	日本政策金融公庫 千葉支店 043-238-8501
緩和措置	25	特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当の特例①	災害により住宅、家財等が、その価格のおおむね二分の一以上の損害を受けた場合	所得制限の特例措置が受けられます。	全壊	障害福祉課 0439-56-1148
緩和措置	26	特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当の特例②	災害その他やむを得ない理由により認定請求ができない場合	理由がなくなった日から15日以内に請求をしたときは、認定請求をすることができなくなった月の翌月分から手当を支給します。	不要	障害福祉課 0439-56-1148
緩和措置	27	児童手当の特例	台風、火災等の災害、交通事故、急病等により認定請求ができない場合	理由がなくなった日から15日以内に請求をしたときは、出生、転入等の日の属する月の翌月分から手当を支給します。	不要	子育て支援課 0439-56-1184
緩和措置	28	児童扶養手当の特例①	災害により住宅、家財等がその価格のおおむね二分の一以上の被害を受けた場合	<p>所得制限の特例措置が受けられます。</p> <p>※翌年に当該損害を受けた年の所得を把握し、当該所得が所得制限限度額以上のときは、既に支給された手当は返還となります。</p>	必要	子育て支援課 0439-56-1184
緩和措置	29	児童扶養手当の特例②	災害その他やむを得ない理由により認定請求ができない場合	理由がなくなった日から15日以内に請求をしたときは、認定請求をすることができなくなった月の翌月分から手当を支給します。	不要	子育て支援課 0439-56-1128
教育	30	学用品の給与	災害により教科書及び学用品が使用できなくなった児童生徒	<p>災害による住家の全壊、半壊等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒に対し、教科書、正規の教材、文房具及びその他学用品を現物給付します。（※上限あり）</p> <p>※ 学校を通して調査しています。</p>	教科書以外 は必要	学校教育課 0439-56-1421

区分	No	制度の名称	適用条件	支援内容	り災証明 要件	問い合わせ 窓 口
教育	31	緊急採用奨学金	災害救助法適用地域の世帯の学生（君津市全域適用）	災害等により、家計が急変した方に対して、緊急採用奨学金の貸与を実施します。 ※申込資格等の詳細は、日本学生支援機構にご相談ください。	必要	在籍する学校へお問合せください。
教育	32	日本学生支援機構奨学金 減額返還・返還期限猶予	災害等により奨学金の返還が困難となった方	一定期間、「当初割賦金を2分の1または3分の1に減額」して、減額返還適用期間に応じた分の返還期間を延長することや、「返還を猶予し先送りにする」ことができます。	必要	奨学金相談センター 0570-666-301
教育	33	JASSO支援金	居住する住宅が半壊以上等（床上浸水を含む）の被害を受けた学生	学生生活の継続に支障をきたした学生等が、一日も早く通常の学生生活に復帰し学業を継続するための支援として、JASSO支援金の支給を行います。 【支給額】10万円（返還不要）	必要	在籍する学校へお問合せください。

注意：内容は、10月21日において確定しているものとなっております。支援策が追加され次第、順次更新する予定です。

追加項目：No22「強い農業・担い手づくり総合支援交付金（被災農業者支援型）」、No23「千葉県農業災害対策資金」
No24「農業災害融資制度」